

第2章 推進計画の趣旨等

1 計画の趣旨

本計画では、「第1章 3 山口県の環境教育の目標」を達成するために、児童生徒を対象にした環境教育でとるべき方策について示し、計画的に取組を進めます。

学校は児童生徒が1日の大半を過ごす生活の場であることから、学校における環境教育は、児童生徒に大きな影響を与え、環境保全への理解と取組の意欲を育成し、ひいては生涯学習の基礎となることが期待されます。

2 計画の位置付け

山口県教育委員会では、「山口県教育ビジョン」（平成10年3月）において環境教育の推進・充実を掲げ、よりよい環境づくりに主体的に取り組む態度や能力の育成、地球環境保全に関する意識啓発の推進などに努めるとともに、環境学習全県ネットワーク等*との連携や、やまぐちエコリーダースクール*認証制度を活用した、計画的、体系的な環境教育を推進してきたところです。

そうした中、山口県では、「やまぐち環境創造プラン（山口県環境基本計画）」（平成16年3月）や、国において制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年7月）及び同法の方針（平成16年9月）を踏まえ、「山口県環境学習基本方針」を平成17年3月に改定しました。これを契機に、山口県教育委員会においても「環境教育推進計画」（平成17年3月）を策定し、平成23年3月の改定を経て、環境教育を計画的に進めてきました。

その後、平成23年6月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、「環境教育等促進法」という。）に改正され、地方公共団体による環境保全活動・環境教育の一層の推進や協働取組の重要性が明記されました。これを踏まえ、山口県では平成25年10月に改定した「山口県環境基本計画」第2章第6節を環境教育等促進法に規定する「行動計画」として位置付けることとし、多様な主体の参画・連携・協働による取組の推進や「体験の機会の場」の認定制度の導入など、具体的な施策を展開しています。

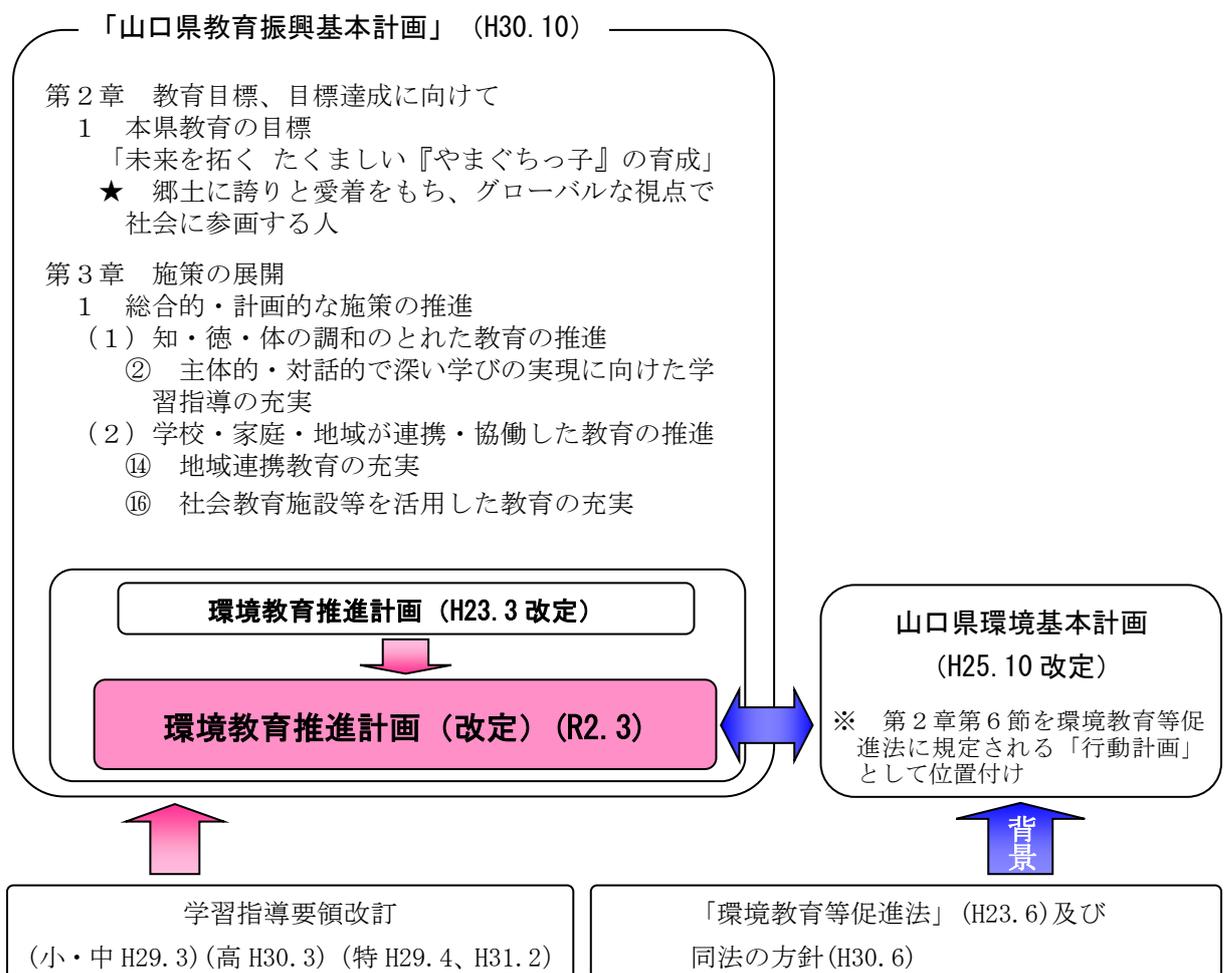
* 環境学習全県ネットワーク：環境学習・環境教育の様々な場、主体、施策をつなぐために、取組・施設等の連携体制の整備や情報を一元的に提供するためのネットワーク。

* やまぐちエコリーダースクール：環境問題やエネルギー・資源の問題について正しい理解を深め、主体的な行動がとれる児童生徒を育成することを目的として、環境マネジメントシステムの手法（PDCAサイクル）を活用した取組を行う学校。

さらに、平成 30 年 10 月に改定した「山口県教育振興基本計画」においては、『やまぐちっ子』の「すがた」の一つとして、「郷土に誇りと愛着をもち、グローバルな視点で社会に参画する人」を示し、自分を育んできたふるさとの自然や人、伝統、文化を大切にする気持ちをもち続け、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する子どもの育成をめざして、教育活動を展開しているところです。

本計画は、これまでのこうした取組や社会情勢の変化等を踏まえつつ、学習指導要領の改訂に対応したものとなるよう、現行の「環境教育推進計画」（平成 23 年 3 月改定）を改定したものです。（図 2）

図 2 環境教育推進計画（改定）の位置付け



3 計画の期間

本計画は、取組の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。